

生活の中での各割引・支援

交通機関の割引

運賃割引の対象となる障がい者は障がいの等級等により、第1種・第2種に区分され、その種別に応じて、割引の適用範囲が異なります。

【第1種・第2種の区分】

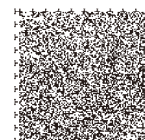
身体障がい者	第1種	視覚障がい1級～3級及び4級の一部 聴覚障がい2級及び3級 肢体不自由1級、2級及び3級の一部 心臓・じん臓・肝臓・呼吸器・小腸機能障がい1級、3級及び4級 ぼうこう・直腸機能障がい1級及び3級 免疫機能障がい1級～4級
	第2種	第1種身体障がい者以外の身体障がい者の中で条件を満たす人
知的障がい者	第1種	療育手帳A1、A2
	第2種	療育手帳B1、B2

※割引を適用するためには、手帳に第1種または第2種の記載証明が必要です。記載証明がない場合、手帳では割引を適用することはできません。

1 JR鉄道運賃の割引

(1) 第1種 身体障がい者・知的障がい者の場合

手帳所持者		小児 (12歳未満)			大人 (12歳以上)		
		本人 単独	介護者同伴		本人 単独	介護者同伴	
割引対象	本人		介護者	本人		介護者	
鉄道	普通乗車券	5割 ※片道 101 km以上	5割	5割	5割 ※片道 101 km以上	5割	5割
	普通回数乗車券	—	5割	5割	—	5割	5割
	定期乗車券	—	—	5割	—	5割	5割
	普通急行券	—	5割	5割	—	5割	5割



(2) 第2種 身体障がい者・知的障がい者の場合

手帳所持者		小児 (12歳未満)			大人 (12歳以上)		
		本人 単独	介護者同伴		本人 単独	介護者同伴	
割引対象	本人		介護者	本人		介護者	
鉄 道	普通乗車券	5割 ※片道 101 km以上	—	—	5割 ※片道 101 km以上	—	—
	普通回数 乗車券	—	—	—	—	—	—
	定期乗車券	—	—	5割	—	—	—
	普通急行券	—	—	—	—	—	—

※ 乗車券購入時に、窓口で手帳を呈示してください。

※ 第1種の障がい者(大人)が、介護者(大人)同伴で100km以下の区間を乗車する場合は、券売機で小児の普通乗車券を購入し利用することができます。その際は、改札口で係員に手帳と乗車券を呈示してください。

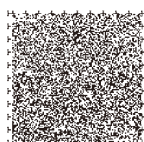
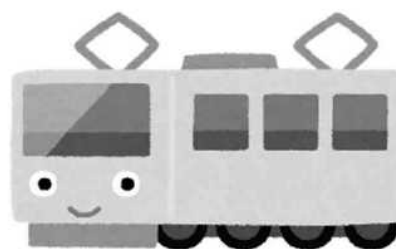
※ 障がい者1人につき、1人の介護者をつけることができます。

※ 介護者は介護能力があると認められる場合で、購入する乗車券の種類、区間、有効期間が障がい者と同一で、障がい者と同時に購入・使用する場合のみ有効です。

※ 通学定期乗車券を利用する場合は、大学生用を5割引となります。

※ 介護者の定期乗車券は、介護者が通学定期乗車券の資格者であっても通勤定期乗車券の発売となります。

[問い合わせ先] JR新飯塚駅 電話 0948-22-0421 ファックス 0948-22-9645



2 西鉄バス・鉄道運賃の割引

乗車券などを購入または料金を支払う際に、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を提示すると、割り引かれます。

(1)第1種の身体障がい者手帳・療育手帳、1級の精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの場合

手帳所持者		小児 (12歳未満)		大人 (12歳以上)	
		本人	介護者	本人	介護者
バス	普通乗車券 現金	5割	5割	5割	5割
	定期乗車券	—	5割	5割	5割
	nimoca	5割	5割	5割	5割
電車	普通乗車券 回数乗車券	5割	5割	5割	5割
	定期乗車券	—	5割	5割	5割

(2)第2種の身体障がい者手帳・療育手帳、2・3級の精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの場合

手帳所持者		小児 (12歳未満)		大人 (12歳以上)	
		本人	介護者	本人	介護者
バス	普通乗車券 現金	5割	—	5割	—
	定期乗車券	—	5割	5割	—
	nimoca	5割	—	5割	—
電車	普通乗車券 回数乗車券	5割	—	5割	—
	定期乗車券	—	5割	—	—

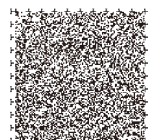
※障がい者1名に対して、1名の介護者をつけることができます。

※介護者は、障がい者本人と、乗車券の種類、区間、通用期間が同一であり、同時に使用しない限り割引の適用は行いません。介護者が単独で割引定期券は使用できません。

※障がい者用のニモカカードには、有効期限があります。有効期限は次回の誕生日で、初回に限り次々回の誕生日までとなります。

※グランドパス65は適用外となります。

【問い合わせ先】 西鉄飯塚バスターミナル
電話 0948-22-3001 ファックス 0948-22-4866



3 飯塚市予約乗合タクシー(路線ワゴンを含む)・エリアワゴン・コミュニティバス運賃の割引

料金を支払う際に、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳または障がい者手帳アプリ(ミライロID)を提示すると、割引がかかります(路線ワゴン、エリアワゴンを除く)。障がい者の介護者も割引の対象となります(コミュニティバス宮若・飯塚線を除く)。

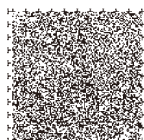
種別		通常運賃	割引後の運賃	
			本人	介護者
予約乗合タクシー		300円	200円 (100円割引)	200円 (100円割引)
路線ワゴン		100円	100円 (割引なし)	無料 (100円割引)
エリアワゴン		100円	100円 (割引なし)	無料 (100円割引)
コミュニティバス	筑穂・高田線	200円	100円 (100円割引)	100円 (100円割引)
	宮若・飯塚線	距離制運賃	5割 (半額による端数の5円は 10円に切り上げ)	—

★運行内容や利用方法については、「令和5年度版 利用ガイド」をご覧ください。

◎障がい者1名に対して、1名の介護者をつけることができます。

◎介護者については、障がい者本人と同時に同一の乗車区間をご利用いただく場合に、割引を適用します。

[問い合わせ先] 地域公共交通対策課 電話 0948-22-5500(内 1441・1442)
ファックス 0948-22-5526
メールアドレス chiiki-koutsuu@city.iizuka.lg.jp



4 有料道路の通行料金割引

障がい者・障がい児が運転または乗車して有料道路を通行する場合、通行料金が割り引かれます。有効期間があり、更新や自動車の変更の際も新規申請時と同様の書類が必要となります。

【対象者】

1	身体障がい者手帳の交付を受けている人が自ら運転する場合
2	第1種身体障がい者手帳、または療育手帳 A の交付を受けている人が介護者の運転する車に乗車する場合 ※第2種身体障がい者手帳の交付を受けている人は、本人が運転する場合のみ、対象となります。

※自動車の所有者

- ① 障がい者本人が運転する場合は本人・配偶者・直系血族及びその配偶者・兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等
- ② 介護者が運転する場合で①に該当する人が自動車を所有していないときは、障がい者本人を日常的に介護している人

【割引率】 50%

【対象自動車の範囲】

登録できる自動車は障がい者 1 人につき 1 台。ただし、事前に登録した車両以外(親族・知人等の自家用車、レンタカー、車検時の代車、タクシーなど)についても、料金所で障がい者割引登録済であることを示すシールが貼付された障害者手帳(身体1種・2種、療育1種)等を提示した場合は割引対象とされます。また、有料道路事業者においてマイナンバーを活用したオンライン申請が導入されます。オンライン申請については下記までお問合せください。

【申請に必要なもの】

項目	必要書類等
ETC を利用しない場合	① 身体障がい者手帳又は療育手帳 ② 車検証(所有者と使用者がわかるもの) ③ 第2種身体障がい者の場合、本人の運転免許証
ETC を利用する場合	① 身体障がい者手帳又は療育手帳 ② 車検証(所有者と使用者がわかるもの) ③ 第2種身体障がい者の場合、本人の運転免許証 ④ ETC カード ※障がい者本人名義、未成年(18 歳未満)の場合は親権者名義可 ⑤ ETC 車載器セットアップ申込書・証明書

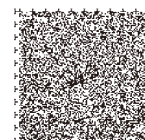
【問い合わせ先】

NEXCO西日本お客さまセンター(24 時間) 電話 0120-924-863(フリーダイヤル)
06-6876-9031(通話料有料)

有料道路 ETC 割引登録係 電話 045-477-1233(受付時間:平日 9 時~17 時)
ファックス 045-474-1110

社会・障がい者福祉課 電話 0948-22-5500(内 1151)
ファックス 0948-21-6356

メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp



5 国内線航空運賃の割引

航空券を購入する際に、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を提示すると、割引がかかります。ただし、航空会社により、対象者、割引率が異なりますので、詳細は利用される航空会社にお問い合わせください。

【問い合わせ先】 各国内航空会社航空券販売窓口

6 船舶運賃の割引

乗船券を購入する際に、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を提示すると割引される場合があります。ただし、船舶会社により、対象者、割引率が異なりますので、詳細は利用される船舶会社にお問い合わせください。

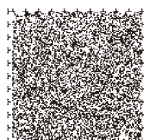
【問い合わせ先】 各船舶会社

7 タクシー運賃の割引

タクシーに乗車した際、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を提示すると、割引がかかります。全てのタクシーにおいて割引が適用されるわけではありませんので、乗車する際にご確認ください。

【割引率】 メーター額の10%

【問い合わせ先】 各タクシー会社



8 福祉タクシー利用券

在宅の重度の障がい者・障がい児がタクシーを利用する際のタクシーの基本料金を助成する福祉タクシー利用券を交付します。利用券交付には毎年、事前申請が必要です。

[対象者]

市民税非課税世帯の在宅障がい者・障がい児のうち、次のいずれかに該当する人。ただし、入院・入所等は含みません。

1	身体障がい者手帳1級の交付を受けている人
2	視覚、下肢、体幹の障がいと身体障がい者手帳2級の交付を受けている人 ※総合等級が2級であっても、視覚、下肢、体幹障がい単独で2級なければ対象者には含まれません。
3	療育手帳Aの交付を受けている人
4	精神障がい者保健福祉手帳1級の交付を受けている人
5	人工透析による治療を受けている人。ただし、医療機関からの通院証明書が必要です。

※ 施設や病院に入所又は入院している方は対象外です。

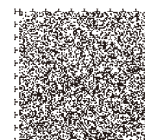
[助成額]

福祉タクシー利用券 1 枚につき、小型タクシーの基本料金を助成
福祉タクシー利用券の交付枚数は月 4 枚とし、年間 1 人最大 48 枚交付可能です。

[申請に必要なもの]

- (1)身体障がい者手帳、療育手帳、または精神障がい者保健福祉手帳
- (2)印かん

[問い合わせ先] 社会・障がい者福祉課 電話 0948-22-5500(内 1152)
ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp



自動車運転など

1 自動車運転免許取得事業

障がい者が普通一種運転免許を取得する場合、その費用の一部を助成します。事前にご相談ください。事後申請は受け付けておりません。

[対象者]

1	原則4級以上の身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている満18歳以上の在宅の人
2	過去に免許取消等の処分を受けてない人
3	一定の所得制限を超えない人

[助成額]

10万円を限度とします。

[申請に必要なもの]

(1)身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳 (2)印かん

[問い合わせ先] 社会・障がい者福祉課 電話 0948-22-5500(内 1156)

ファックス 0948-21-6356

メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp

2 自動車改造費助成事業

身体障がい者が仕事等のため、自らが所有し、運転する自動車のハンドル及びアクセル等の改造費用の一部を助成します。所得制限がありますので、必ず事前にご相談ください。事後申請は受け付けておりません。

[対象者]

1	上下肢または体幹機能の障がい者手帳の交付を受けている満18歳以上の人
2	一定の所得制限を超えない人

[助成額]

1件 10万円を限度とします。

[申請に必要なもの]

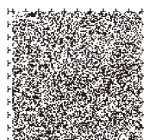
(1)改造見積書 (2)自動車の売買契約書の写し(自動車の購入と同時に改造する場合)

(3)運転免許証 (4)車体検査証 (5)身体障がい者手帳 (6)印かん

[問い合わせ先] 社会・障がい者福祉課 電話 0948-22-5500(内 1156)

ファックス 0948-21-6356

メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp



3 市営駐車場障がい者割引

障がい者・障がい児が運転または同乗する自動車でも市営駐車場を利用する際、駐車料金が割引かれます。

【対象者】

1	身体障がい者手帳1～3級の交付を受けている人。ただし、下肢障がいは4級まで対象です。
2	療育手帳 A の交付を受けている人
3	精神障がい者保健福祉手帳1～3級の交付を受けている人

【割引額】

駐車料金のうち基本料金のみとなります。ただし、コミュニティセンター等との重複割引は受けられません。割増料金については、通常どおり負担してください。

(参考)割増料金…30分毎—100円(全駐車場)

駐車場名	割引料金	利用方法
飯塚立体駐車場	最初の4時間以内は、基本料金310円を免除します	出口精算機のインターホンを押し、コールセンターを呼び出す。その後、備え付けのカメラに向かって手帳を提示
飯塚文化会館 駐車場	最初の4時間以内は、基本料金310円を免除します	駐車場管理人室の係員に手帳と駐車券を提示、又はインターホンを押し係員が来たら、手帳と駐車券を提示

(注)手帳の提示がない場合は、割引は受けられませんのでご注意ください。

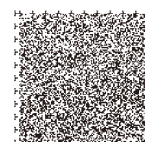
【申請に必要なもの】

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳

【問い合わせ先】 社会・障がい者福祉課 電話 0948-22-5500(1151・1152)

ファックス 0948-21-6356

メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp



4 ふくおか・まごころ駐車場

障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など、車の乗り降りや移動に配慮の必要な方が、公共施設、店舗等の障がい者等用の駐車場などに車をとめ、安全かつ安心して施設を利用できるように支援する制度です。

対象者の方には、ふくおか・まごころ駐車場の利用証を発行します。

[対象者]

障がいの区分		障がい等級
身体障がい	視覚障がい	4級以上
	聴覚障がい	3級以上
	平衡機能障がい	5級以上
	上肢不自由	2級以上
	下肢不自由	6級以上
	体幹不自由	5級以上
	運動機能障がい	2級以上
	上肢機能 移動機能	6級以上
	内臓機能障がい	4級以上 ※内臓とは心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸
	免疫機能障がい	4級以上
肝臓機能障がい	4級以上	
療育手帳	A 判定	
精神障がい者保健福祉手帳	1級	
難病患者	特定疾患医療受給者 ※小児慢性特定疾病医療受給者を含む	

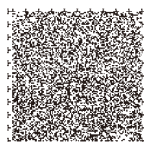
[申請に必要なもの]

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳

車いすを常時利用される方で自ら運転する方は、運転免許証も必要です。

※代理申請の場合は、代理申請者の身分証明証の提示が必要です。

[問い合わせ先] 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 総務企画課 総務係
飯塚市新立岩 8-1
電話 0948-21-4911 ファックス 0948-24-0186
メールアドレス kahokurate-hhe@pref.fukuoka.lg.jp



5 身体障がい者等除外指定車標章(駐車禁止除外指定車標章)

この標章の交付を受け、車両の前面の見やすい箇所に掲出している車両は、駐車禁止場所に他の交通の妨げにならない限り駐車できます。ただし、法定の駐車禁止場所、駐停車禁止場所等を除きます。

[対象者]

障がいの区分		障がい等級
身体障がい	視覚障がい	1級～3級、4級の1
	聴覚障がい	2級、3級
	平衡機能障がい	3級
	上肢不自由	1級、2級の1・2
	下肢不自由	1級～4級
	体幹不自由	1級～3級
	運動機能障がい 上肢機能 移動機能	1級、2級 ※1上肢のみに運動障がいがある場合を除く。 1級～4級
	内臓機能障がい	1級・3級※内臓とは心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸
	免疫機能障がい	1級～3級
	肝臓機能障がい	1級～3級
	その他	歩行が困難なため、社会での日常生活が著しく制限されると公安委員会が認める人
療育手帳	療育手帳の交付を受けている方のうち重度の障がいの方	
精神障がい者保健福祉手帳	1級	

※現在、除外標章をお持ちの方は、その標章を持参してください。

※申請書類については、警察署または福岡県警ホームページで確認をお願いします。

[問い合わせ先] 飯塚警察署交通課 電話・ファックス 0948-21-0110



通信料の割引

1 NHK放送受信料の割引

障がい者・障がい児がいる家庭の放送受信料が割引になります。

[対象者]

全額免除	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税(住民税)非課税の場合
半額免除	① 世帯主が視覚障がいまたは聴覚障がいの身体障がい者手帳の交付を受けており、かつ放送受信料の契約者の場合 ② 世帯主が身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障がい者手帳1級の重度の障がい者であり、かつ放送受信料の契約者の場合

※受信料免除事由が消滅したときは、すみやかにNHKまでご連絡ください。また一度免除になった場合でも、所得や世帯状況等(毎年9月頃に所得や世帯状況の調査があります)の変化により免除の対象外となる場合があります。

[申請に必要なもの] (1)障がい者手帳 (2)印かん

[申請先] 社会・障がい者福祉課

[問い合わせ先]

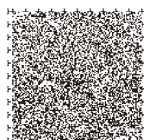
NHK北九州放送局 受信料係 電話 093-591-5020 ファックス 093-591-5027
社会・障がい者福祉課 電話 0948-22-5500(1151) ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp

2 携帯電話の割引

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方は、携帯電話の基本使用料と通話料等が減額される場合があります。

ただし、携帯電話会社により、対象者、割引率が異なりますので、詳細は利用される携帯電話会社にお問い合わせください。

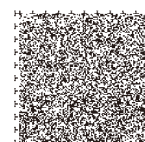
[問い合わせ先] 各携帯電話会社



3 郵便料金

区 分		重 量・料 金	備 考																
通常郵便物	第四種郵便物 点字郵便物 特定録音物等郵便物	3kg以内:無料	特定録音物等郵便物は、盲人用の録音物または点字用紙を内容とする郵便物で、日本郵便が指定する施設からの差し出しまたは施設あてに差し出されるものに限りま																
	第三種郵便物	毎月3回以上発行する新聞紙	心身障がい者団体の発行する定期刊行物を内容とし、発行人から差し出されるものに限りま。 ※差出しには事前の承認が必要です。																
		その他のもの																	
ゆうパック	点字ゆうパック	<table border="1"> <thead> <tr> <th>サイズ</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>60</td><td>100円</td></tr> <tr><td>80</td><td>210円</td></tr> <tr><td>100</td><td>320円</td></tr> <tr><td>120</td><td>420円</td></tr> <tr><td>140</td><td>520円</td></tr> <tr><td>160</td><td>630円</td></tr> <tr><td>170</td><td>730円</td></tr> </tbody> </table> ※重量は一律 30 kgまで	サイズ	料金	60	100円	80	210円	100	320円	120	420円	140	520円	160	630円	170	730円	点字のみを掲げたものを内容とするゆうパックです。
	サイズ	料金																	
60	100円																		
80	210円																		
100	320円																		
120	420円																		
140	520円																		
160	630円																		
170	730円																		
聴覚障がい者用ゆうパック	「聴覚障がい者用ビデオテープその他の録音物(DVD など)」を内容としたもので日本郵便が指定する施設と聴覚障がい者との間で発受するものに限りま。																		
青い鳥郵便葉書	対象(1)身体障がい者手帳1級または2級の重度の障がい者 (2)療育手帳にAまたは1度・2度と表記のある重度の知的障がい者 内容 対象者に年1回、通常葉書の無地、インクジェット、くぼみ入りまたは通常葉書胡蝶蘭の無地、インクジェットのいずれか20枚を無償で差し上げま。 手続 4月1日から5月31日までの受付期間に最寄りの郵便局で申込をしてください。 4月中旬頃の配布開始日以降に、日本郵便株式会社より配達されま。																		

【問い合わせ先】 日本郵便株式会社 飯塚郵便局
 電話 0948-22-7851 ファックス 0948-24-5699



4 NTT電話番号の無料案内「ふれあい案内」

[対象者]

1	身体障がい者手帳の交付を受けている人で次のいずれかに該当する人 ① 視覚障がい者 1～6 級 ② 肢体不自由のうち、上肢機能障がい、体幹機能障がい、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの 1・2 級 ③ 聴覚障がい者 2 級・3 級・4 級・6 級(1 級・5 級はなし) ④ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい者 3 級・4 級(1 級・2 級はなし)
2	療育手帳の交付を受けている人
3	精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている人

[内容]

NTTの電話番号案内(104)を利用する際に、最初に「ふれあい案内」と伝えて、お届けの電話番号、暗証番号を申し出るとNTT電話番号案内料が無料になります。ただし、事前に登録しておく必要があります。

※ふれあい案内の利用については、NTT西日本及びNTTの104をご利用いただける通信業者の回線(携帯電話含む)から、104をダイヤルした場合が対象となります。

[申し込み・問い合わせ先]

NTT 西日本 ふれあい案内担当

電話 0120-104-174(フリーダイヤル)

FAX 0120-104-134(フリーダイヤル)

受付:午前9時～17時(土・日・祝、年末年始を除く)

※FAXによるお問い合わせに関する注意事項

・ お客様のお名前、FAX 番号を用紙に記載し、FAX 送信してください。



情報保障

1 意思疎通支援者派遣事業(手話通訳者等派遣事業)

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がい者とその他の方との意思疎通を支援するため、手話通訳者等を派遣します。

[対象者]

飯塚市内に居住する聴覚障がい者など

[派遣内容]

公的機関、教育、病院等の社会生活上必要な内容に対する派遣

[費用負担]

原則無料。ただし、入場料、参加費に類する費用等は申請者負担となります。

[申請方法]

手話通訳者等派遣申請書をサン・アビリティーズいいづかに事前に提出またはファックスしてください。詳細はお尋ねください。

[問い合わせ先] サン・アビリティーズいいづか 電話・ファックス 0948-29-3087

2 声の市報・点字による通知書

視覚障がいのある方への情報提供として、広報「いいづか」、各種お知らせ等をCD等による声の市報として発行しています。

また、視覚障がいのある方への市役所からの通知等のお知らせは、点字表記で行っています。声の市報、点字表記を希望される方はご連絡ください。

[問い合わせ先] 社会・障がい者福祉課 電話 0948-22-5500 ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp

※市指定のごみ袋の点字表示

「かん・びん用」、「不燃ごみ用」には印があります。表示のない袋は「可燃ごみ用」です。



その他

1 郵便等による不在者投票制度

選挙のときに投票所に行くことが困難な方は、郵便等により不在者投票をすることができます。あらかじめ、「郵便等投票証明書」の申請が必要ですので、事前に選挙管理委員会にお尋ねください。

[対象者]

1	両下肢・体幹・移動機能障がい者手帳1級又は2級の交付を受けている人
2	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障がい者手帳1級又は3級の交付を受けている人
3	免疫機能障がい者手帳1級から3級の交付を受けている人
4	肝臓機能障がい者手帳1級から3級の交付を受けている人

※上記のほか戦傷病者手帳をお持ちの方(障がいの程度による条件あり)、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方についても郵便等により不在者投票をすることができます。詳しくは選挙管理委員会までお問い合わせください。

[問い合わせ先] 飯塚市選挙管理委員会 電話 0948-22-5500 ファックス 0948-21-2066
メールアドレス senkyo@city.iizuka.lg.jp

2 ふれあい収集

家庭のごみをごみステーション等に持ち出すことが困難な世帯を対象に、戸別訪問してごみを収集する制度です。また、ごみが出ていない場合には、ひと声かけることによって、高齢者や障がいのある方の安否確認を行います。事前の申請が必要です。

[対象者]

1	単身世帯で介護保険の要介護1以上の高齢者の方
2	単身世帯で身体障がい者手帳等の交付を受けている方
3	その他、高齢者でごみステーションまで距離がある等、独力でごみを排出することが困難である方

※同居者がいる場合は、同居者全員が上記1、2または3に該当することが必要です。
※親族や地域の方、またはボランティア等によりごみ出しの協力が得られる場合は、対象となりません。

[問い合わせ先] 環境対策課 電話 0948-22-5500(内6450) 0948-22-7272(直通)
ファックス 0948-22-8191
メールアドレス k-taisaku@city.iizuka.lg.jp

